

佐賀県東松浦郡玄海町文献調査対象地区の
地震・活断層及び隆起・侵食
に関する情報の収集及び整理

評 価 手 順 書
(総合評価落札方式)

2024年10月

原子力発電環境整備機構

本書は、「佐賀県東松浦郡玄海町文献調査対象地区の地震・活断層及び隆起・侵食に関する情報の収集及び整理」の総合評価落札方式に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式及び得点配分、評価の手続き、評価項目の採点方法等を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち、最低限の要求要件として設定された要件(基礎点に係る要件)を全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点(※) = 価格点の配分 × (最低入札価格 ÷ 当該入札価格)

※ 価格点の算出は、入札書が有効な者のうち、開札の結果及び技術等の評価の結果、「1.1 落札方式」の各号全ての要件に該当する者について行う。

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を120点、価格点の配分を40点とする。

技術点 90点

価格点 30点

第2章 評価の手続き

2.1 技術審査

別添「応札資料(企画書等)作成要領」の基準に適合した企画書等に対し、「第3章 評価項目の採点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される評価項目のうち、評価区分が「必須」とされた項目には、項目ごとに最低限の要求水準を求める要件について基礎点を設定してお

り、基礎点に係る要件を全て満たしていない応募者は不合格とする。

なお、技術審査の一部として、企画書等の説明を必要とする場合には、応募者によるプレゼンテーションを実施するものとし、応募者は与えられた時間を踏まえ、効率的な実施について工夫すること。

2.2 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.1 技術審査」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

なお、技術点及び価格点に小数点以下の端数を生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

2.3 総合評価結果の通知

総合評価による結果は、有効な入札をした入札者に対し、原則として書面(メールによる送付)にて通知するものとする。

第3章 評価項目の採点方法

3.1 評価項目の得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目ごとの得点が決定される。(評価項目ごとの基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が「必須」である項目にのみ設定されており、各評価項目の基礎点を評価する際の観点に沿って評価を行い、この要求要件を満たしている場合には配点された点数が基礎点として与えられ、満たしていない場合には場合は0点となる。

提案者は、企画書等にて「必須」とされた項目に設定された基礎点に係る要件を全て満たすことを示さなければならない。一つでも基礎点に係る要件が満たされない場合は、その応募者は不合格となる。

なお、各評価項目の基礎点を評価する際の観点は、別添「評価項目一覧」の「評価基準」にて示している。

3.3 加点評価

加点は、基礎点に係る要件以外の項目に設定されており、各評価項目の加点を評価する際の観点に沿って評価を行い、その評価に応じて項目ごとに設定された配点の範囲内で得点を与える。

なお、各評価項目の加点を評価する際の観点は、別添「評価項目一覧」の「評価基準」にて示している。

以上